

中小企業リスク対策強化補助金

県内中小企業者等の皆様が策定したBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の実効性向上・地域住民の安全・安心に資する取組や、価格適正化に向けた市場の価格調査・コンサルティングを受けるなどの取組に対して補助金で支援します。

※過去3年以内に本補助金の目的と同等な鳥取県の補助金を利用されている場合は対象外です。
※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、募集を終了します。

➤ BCPの実効性向上や地域住民の安心・安全に資する取組を支援

	一般対策型	地域連携型
補助対象者	・ BCPを策定している県内中小事業者	・ BCPに地域連携について定めている県内中小事業者 ・ 自治会等と地域住民に協力する旨の協定等を締結している県内中小事業者
補助対象事業	BCPの実効性向上や災害対策の強化を行う上で必要となる防災措置を講じる事業 《対象となる防災措置の例》 ・ 自家発電装置や蓄電池等 ・ 従業員の安否確認システム ・ バックアップサーバー ・ 非常食、簡易トイレ等の備蓄品 等	BCPに基づいて行う地域住民や事業者の安心安全に資する事業 《対象となる経費の例》 ・ 電力の地域開放（蓄電池、携帯充電器等） ・ 地域住民への備蓄品の提供（非常食、飲料水、毛布等）等
補助率 上限額 (下限額)	補助率 1 / 2 以内 補助上限額500千円(下限300千円)	補助率 2 / 3 以内 補助上限額1,000千円(下限300千円)

➤ 為替変動や取引価格の適正化等の多様な経営リスクへの対策を講じる取組を支援

	多様な経営リスク対策型
補助対象者	・ パートナーシップ構築宣言を行っている又は行おうとしている県内中小事業者
補助対象事業	グローバル経済下において、様々な要因に伴って行う適正な価格転嫁による取引価格の適正化、パンデミックや地政学的要因等による供給網の寸断などの多様な経営リスクに対応することを目的として実施する事業 《対象経費の例》 ・ 自社やサプライヤーに対する調査に要する経費（旅費、調査委託費等） ・ 弁護士への相談、書類作成等の委託に要する経費 ・ 専門家から受けるコンサルティングに要する経費
補助率 上限額	【補助率】 1 / 2 以内 【補助上限額】 300千円



※パートナーシップ構築宣言とは

「パートナーシップ構築宣言」とは、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との間での連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業代表者の名前で宣言するものです。

★概要及び登録・掲載の方法は次のHPでご確認ください。 <https://www.biz-partnership.jp/>

★他にも価格転嫁に関する相談窓口を設けておりますので、ぜひ積極的にご活用ください。

<相談窓口>

● 価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口（県中小企業診断士協会）電話：0859-46-0663

メール： info@tottori-smeca.org

取引価格の適正化や生産性向上、業務改善などの具体的な方法について専門家が相談をお受けします。

期間：令和5年7月31日（木）～令和7年2月28日（金） 県商工政策課HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/311721.htm>

● 価格転嫁サポート窓口（よろず支援拠点）電話：0857-31-6851

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の取得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉、価格転嫁を後押ししています。よろず支援拠点HP：<https://yorozu-tottori.go.jp/>

補助金のお申込・お問合せ先

鳥取県商工労働部商工政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7565

ファクシミリ 0857-26-8117

Eメール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県